

(趣旨)

第 1 条 福井大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れ及び経理事務の取扱いについては、他の特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、「寄附金」とは、本学の業務の実施を支援することを目的として本学に寄附される現金及び有価証券であつて、次に掲げる経費に充てるものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (3) その他本学の業務運営に要する経費

2 この規程において、「部局」とは、各学部、大学院各研究科、医学部附属病院、附属図書館、産学官連携本部、各学内共同教育研究施設等、保健管理センター及び事務局をいう。

(寄附申込書の受理)

第 3 条 部局の長は、当該部局に属する寄附金の寄附申出をする者があるときは、別紙様式 1 による寄附申込書を受け取るものとする。

2 前項以外の寄附金の寄附申込書については、学長が受けるものとする。

(受入れの審査)

第 4 条 部局の長は、前条第 1 項の寄附申込書を受けたときは、寄附の内容等について審査するものとし、各部局における審議機関(教授会等をいう。)の議を経、又は報告を行うものとする。

2 学長は、前条第 2 項により寄附申込書の提出を受けたときは、当該寄附金の受入れについて、教育研究評議会へ報告するものとする。

(寄附金の受入れ申請)

第 5 条 部局の長は、前条第 1 項の審査の結果受け入れることとした寄附金については、寄附申込書を添えて、学長に申請するものとする。

(寄附受入れの決定)

第 6 条 学長は、第 3 条第 2 項により寄附申込書を受けた場合、又は前条により寄附金の受入れ申請があつた場合において、当該寄附金の受入れが適当であると認めるときは、受入れを決定するものとする。

(受入れの制限)

第 7 条 学長は、寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

(4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。ただし、財団等の公募型助成金で、公募要領等により、残額等の返還義務の明示がある場合を除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に教育研究上支障があるもの。

(寄附金の受入れ等)

第8条 学長は、第6条により寄附金の受入れを決定したときは、速やかに財務担当役に通知するものとし、別紙様式2による寄附金受入通知書及び振込依頼書を寄附申込者に送付するものとする。

2 学長は、前項により寄附申込者より寄附金を領収したときは、礼状及び寄附金領収書を送付するとともに、別紙様式3による寄附金使用通知書を受入れする部局の長に通知するものとする。

(寄附金の経理)

第9条 寄附金の経理の取扱いに関しては、国立大学法人福井大学会計規則（平成16年福大規則第12号）の定めるところによる。

(寄附金の使途変更)

第10条 部局の長は、寄附金の使途で本学受入教員等が指定されている場合において、当該教員等が退職し、又は他の部局若しくは大学等へ異動した場合は、当該寄附金に係る受入教員等を変更し、又は当該受入教員等の異動先に当該寄附金を移し替えることができる。

2 前項における「大学等」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文科省告示第110号）第2条第1項において規定する「研究機関」をいう。

3 部局の長は、第1項により寄附金の使途を変更する必要がある場合には、その理由及び変更後の使途に関する意見を示して学長に申し出るものとする。

4 学長は、前項の申し出があったときにはこれを審査し、承認した場合はその旨を部局の長に通知するものとする。

(個人に対する寄附)

第11条 役員又は職員個人が、職務上の教育研究に対する寄附を直接受けた場合については、当該役員又は職員個人が改めて本学に寄附しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月2日福大規程第2号）

この規程は、平成17年2月2日から施行する。

附 則（平成16年3月8日福大規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日福大規程第70号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日福大規程第52号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日福大規程第 82 号）
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。